四十二　次のイ又はロに掲げる発電等用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。出力五万キロワット未満のものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　事業用電気工作物（電気事業法第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）（小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）を除く。）に該当する発電等用電気工作物　当該発電等用電気工作物を監視又は制御する機能を有するシステム（これらのシステムに付随するネットワークを含む。）

ロ　事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（電気事業法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）に該当する発電等用電気工作物　当該発電等用電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、インターネットプロトコルを用いる機器

四十三　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、次のいずれかを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　特定重要設備（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項に規定する特定重要設備をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ　特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラム

ハ　特定重要設備の重要維持管理等（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十二条第一項に規定する重要維持管理等をいう。）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。）

四十四　小分類四二一―鉄道業（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の三第二項（軌道法施行規則（大正十二年内務省・鉄道省令）第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める鉄道事業者及び軌道経営者が営むものに限る。）に係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステム（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれ又は国民生活に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）のために特に設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］